

規格・基準等の事前意図公告

〔 貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。〕

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 の制定について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示の制定を行う予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件名 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示の制定について
2. 対象品目 自動車(関税番号 87.01~87.04、87.11、87.13 及び 87.16)
3. 趣旨及び目的 EU 規則 ((EU) 2017/1151) に定める要件等に準じ、車載式燃費・電費測定装置の搭載を義務化し、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しができればならないことを定める。
4. 施行予定日 2021 年 6 月頃
5. 意見提出先 国土交通省自動車局安全・環境基準課
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (〒100-8918)
電話 03-5253-8111 : 内線 42522 (安全・環境基準課)
FAX 03-5253-1639 (安全・環境基準課)
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後